

第 五 章	マ ン シ ヨ ン	管 理 業 者 の 団 体	（ 第 九 条	第 四 章	マ ン シ ヨ ン	管 理 適 正 化 推 進	セ ン タ	第 五 節	雑 則	（ 第 八 十 七 条	第 九 十 条	）	第 四 節	監 督	（ 第 八 十 一 条	第 八 十 六 条	）	第 三 節	業 務	（ 第 七 十 条	第 八 十 条	）	第 六 十 九 条	）	第 二 節	管 理 業 務 主 任 者	（ 第 五 十 六 条	）	第 一 節	登 録	（ 第 四 十 四 条	第 五 十 五 条	）	第 三 章	マ ン シ ヨ ン	管 理 業	の 二 ）	第 四 節	義 務 等	（ 第 四 十 条	第 四 十 三 条	）	第 三 節	登 録	（ 第 三 十 条	第 三 十 九 条	）	第 二 節	試 験	（ 第 七 条	第 二 十 九 条	）	第 一 節	資 格	（ 第 六 条	）	第 二 章	マ ン シ ヨ ン	管 理 士	第 一 章	総 則	（ 第 一 条	第 五 条	）	目 次	す る 法 律	マ ン シ ヨ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関
-------------	-----------------------	---------------------------------	------------------	-------------	-----------------------	---------------------------------	-------------	-------------	--------	----------------------------	------------------	---	-------------	--------	----------------------------	-----------------------	---	-------------	--------	-----------------------	------------------	---	-----------------------	---	-------------	---------------------------------	----------------------------	---	-------------	--------	----------------------------	-----------------------	---	-------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------	-----------------------	---	-------------	--------	-----------------------	-----------------------	---	-------------	--------	------------------	-----------------------	---	-------------	--------	------------------	---	-------------	-----------------------	-------------	-------------	--------	------------------	-------------	---	--------	------------------	---

る	第														第								
用	二	（	な	っ	に	め	等	マ	ん	ン	化	展	第	（		附	第	第					
語	条	定	発	て	お	の	マ	ン	が	シ	に	そ	一	目	則	七	六						
の		義	展	国	け	措	ン	シ	み	ヨ	伴	の	こ	的		章	章						
意	こ	）	に	民	る	置	シ	ョ	、	ン	い	の	の	）									
義	の		寄	生	良	を	ョ	ン	マ	の	、	法	法										
は	法		与	活	好	講	ン	管	ン	重	多	律	は										
、	律		す	の	な	ず	の	理	シ	数	の	は	、										
そ	に		る	安	居	る	管	業	ョ	の	区	土	土										
れ	お		こ	定	住	こ	理	者	ン	分	所	地	地										
ぞ	い		と	向	環	と	の	の	管	有	者	利	利										
れ	て		を	上	境	に	適	登	理	者	が	用	用										
当	、		目	と	の	よ	正	録	士	居	住	の	高										
該	次		的	国	確	り	化	制	の	す	す	度	度										
各	の		と	民	保	、	を	度	資	こ	こ	を	化										
号	各		す	経	を	マ	推	を	格	と	に	実	の										
の	号		る	済	凶	ン	進	施	を	に	か	す	の										
定	に		。°	の	り	シ	す	す	定	か	マ	る	進										
め	掲			健	、	ョ	る	た	め														
	げ			全	も	ン																	

分	管	の	用	登	五	理	す	項	た	す	項	四	う	用	一	定	分	三	者
所	理	運	い	録	マ	事	る	（	管	る	（	管	°	す	項	す	所	管	を
有	組	営	て	を	ン	を	場	区	理	場	区	理		る	る	有	理	い	
者	合	そ	、	受	シ	い	合	分	者	合	分	者		場	団	法	組	う	
等	の	他	専	け	ョ	う	を	所	又	を	所	等		合	体	第	合	°	
の	管	マ	門	、	ン		含	有	は	含	有			を	又	三			
相	理	ン	的	マ	管		む	法	区	む	法			含	は	条	マ		
談	者	シ	知	ン	理		。	第	分	。	第			む	区	若	ン		
に	等	ョ	識	シ	士		の	六	所	の	六			に	分	し	シ		
応	又	ン	を	ヨ			規	十	有	規	十			規	所	く	ョ		
じ	は	の	も	ン	第		定	六	法	定	六			定	有	は	ン		
、	マ	管	っ	管	三		に	条	第	に	条			す	法	第	の		
助	ン	理	て	理	十		よ	に	四	よ	に			る	第	四	管		
言	シ	に	、	士	条		り	お	十	り	お			法	十	七	理		
、	ョ	関	管	の	第		置	い	九	選	い			人	五	条	を		
指	ン	し	理	名	一		か	て	条	任	て			を	条	に	行		
導	の	、	組	称	項		れ	準	第	さ	準			い	第	規	う		
そ	区		合	を	の		た	用	一	れ	用			い	第		区		

者	定	九	い	録	八	）	当	行	を	七	う	は	マ	計	事	六	て	に	の
を	す	管	う	を	マ	を	該	う	受	マ	。以下	修	ン	の	務	管	い	お	他
い	る	理	。	受	ン	い	マ	も	け	ン	同	繕	シ	収	で	理	お	の	援
う	管	業		け	シ	う	ン	の	て	シ	じ	に	ョ	入	あ	事	い	の	助
	理	務		て	ヨ	。	シ	（	管	ョ	。	関	ン	及	っ	務	て	そ	を
	業	主		マ	ン		ン	マ	理	ン	。	す	（	び	、	マ	の	業	行
	務	任		ン	管		に	ン	事	専	を	企	専	支	ン	除	務	う	
	主	者		シ	理		つ	シ	務	有	含	画	部	出	シ	く	を	こ	
	任			ョ	業		い	ョ	を	分	む	又	分	の	ヨ	。	行	と	
	者	第		ン	者		て	ン	行	を	も	は	を	調	ン	と	う	業	
	証	六		管	第		行	の	う	除	の	実	除	定	の	者	こ	務	
	の	十		理	四		う	区	も	く	。	施	く	及	管	を	と	を	
	交	条		業	十		も	分	を	。	の	の	。	び	理	い	が	業	
	付	第		を	四		の	所	い	。	調	調	。	出	組	う	制	務	
	を	一		営	条		を	有	う		整	整	。	納	合	。	限	（	
	受	項		む	の		除	者	。		を	を		並	の	。	さ	他	
	け	に		者	の		く	等				い		び	関		れ	の	
	た	規		を	登			が						に	す			法	
																			律

。

必要	は	の	第	（	な	役	ン	2	な	ン	指	第	（	う	（	る	の	第	（
要	マ	管	五	国	い	割	の	マ	い	を	針	四	管	。を	以	マ	適	三	マ
な	ン	理	条	及	。	を	管	ン	。	適	の	条	理	を	下	ン	正	条	ン
情	シ	の	国	及		適	理	シ		正	定	管	組	定	一	シ	化	国	シ
報	ョ	適	及	地		切	に	ョ		に	め	理	合	め	マ	ョ	の	土	ョ
及	ン	正	地	方		に	関	ン		管	る	組	等	、	ン	ン	推	交	ン
び	の	化	方	公		果	し	の		理	と	は	の	こ	シ	の	進	通	管
資	区	に	公	団		た	、	区		す	こ	、	管	れ	ョ	管	を	大	理
料	分	資	共	体		す	管	分		よ	ろ	マ	理	を	ン	理	図	臣	適
の	所	する	団	の		う	理	所		う	に	ン	の	公	管	適	る	は	正
提	有	ため	体	措		努	組	有		努	留	シ	正	表	理	化	た	、	化
供	者	、	は	置		め	合	者		め	意								

講
ず
る
よ
う
努
め
な
け
れ
ば
な
ら
な
い
。

(第一章は以上、以下略)